

# 1998年度 V L B I 懇談会 総会資料

## (日本天文学会 1998年 春季年会)

開催日 ; 1998年3月18日 12:00~

開催場所 ; 東京都立大学 B会場

### 総会議事

1. V L B I 懇談会 会長挨拶
2. V L B I 懇談会 役員会 (3月3日開催分) 報告
3. 1997年度 会計報告
4. 次期役員選挙 結果報告
5. その他
  - ◆ V L B I 懇談会 会則 提示
  - ◆ 1998年度 V L B I シンポジウム開催の案内  
11月 : 鹿島宇宙通信センター 研究本館 大会議室 (予定)
  - ◆ 次期役員会開催の案内6月4日 (木) を予定

メモ

---

## V L B I 懇談会 役員会（幹事会）報告

（1998年3月3日開催分）

1998年3月3日、V L B I 懇談会役員会を天文台三鷹で開催しました。会員の皆様方に役員会議事録をご報告致します。議事録内容について、質問や意見等をお持ちの方は、事務局長までお寄せ下さい。

**お知らせ**：文中でも記述しましたが、天文学会春季年会期間中（3月18日昼時間、B会場）で、V L B I 懇談会 総会を開催します。参加可能な方は、ご参集下さい。

---

### V L B I 懇談会役員会 議事録

1998年3月3日開催分

開催日時：1998年3月3日（火） 15:00～18:00

開催場所：国立天文台 三鷹 講義室

参加者	： 機関代表幹事	笹尾 哲夫（国立天文台）、小林 秀行（宇宙科学研究所）、 吉野 泰造（通信総合研究所）、飛田 幹男（国土地理院）、 朝木 義晴（学生代表・国立天文台）
	全国区代表幹事	川口 則幸（国立天文台）、岩田 隆浩（宇宙開発事業団）、 佐藤 聡子（総合研究大学院大学）
	会計監査委員	御子柴 廣（国立天文台）
	事務局長	栗原 則幸（通信総合研究所）

欠席者	： 会長	森本 雅樹（鹿児島大学）
	機関代表幹事	澁谷 和雄（極地研究所）、加藤 照之（地震研究所）、 藤下 光身（大学代表・九州東海大）
	全国区代表幹事	面高 俊宏（鹿児島大学）

尚、参加役員の同意を得て、鈴山 智也（通信総合研究所鹿島・特別研究員）がオブザーバー（書記）として参加した。

### ◎本役員会の位置付け

本役員会は役員任期外（1996年1月1日～1997年12月31日）ではあるが、次期役員が決定していない事情等もあり、特例として森本 雅樹 会長の承認を受け召集し、開催する。都合により今回参加できなかった役員各位からは本日（1998年3月3日）の役員会決定事項に関する委譲（了解）を得ている。

### ◎1997年度V L B I 懇談会 会計について

○栗原事務局長より、1997年度会計報告書が提出され、会計監査を受けた。御子柴 会計監査委員より「正常」との会計監査報告が役員会に提出され、承認された。会計報告書および会計監査報告はV L B I 懇談会 全会員に別途郵送する（1998年3月4日発送済み）。

### ◎役員会 承認事項

○1998年度 V L B I シンポジウム開催について

- ・場所：通信総合研究所 鹿島宇宙通信センターを想定して準備作業を進める。
- ・時期：1998年11月中。
- ・会計年度内に各種報告が円滑に進められるよう、シンポジウム開催時期を設定することとした。

○機関代表幹事について（以下、会則第5条(2)に基き本役員会で承認する）。

- ・機関代表幹事の1つである地震研究所を、機関代表幹事枠から外すことが提案され、承認された。その理由は、機関幹事としてV懇役員会で果たす役割りが薄れたこと、機関内会員が少なく代理参加を含めた役員会出席が極めて困難な現状を鑑み、幹事役を辞退したい旨の申し出があったことによる。
- ・機関代表幹事の1つである国立天文台を、国立天文台(野辺山)、国立天文台(水沢)分割して幹事枠を1つ増やす提案があった。これは、現状を含めた両機関のアクティビティを考慮したもので、提案通り、承認された。
- ・機関代表幹事の1つである大学代表を、鹿児島大学、九州東海大学と大学代表枠を2つに増やすべきとの提案があり、承認された。その理由は、鹿児島6m局の活動度が上がったこと、観測局を有する機関の重要性を考慮したことによる。

○次期(1998年度、1999年度)役員改選について。

以下の日程で本会役員改選を行うことが提案され、承認された。

- |       |                      |
|-------|----------------------|
| 3月 4日 | 全国区幹事選挙公示（郵送済）       |
| 3月 7日 | 全国区幹事立候補者の受け付け締め切り   |
| 3月 8日 | 投票用紙の発送（郵送予定）        |
| 3月17日 | 投票の締め切り              |
| 3月18日 | V L B I 懇談会総会開催・役員承認 |

総会は、天文学会開催期間中、3月18日12:00-13:00 会場：B 会場。

- ・今回選出される次期役員に関してのみ、任期を総会承認後から1999年12月31日迄とする。
- ・次期会長として現 森本 雅樹 会長を役員会は推薦する。
- ・次期事務局長として栗原 則幸（通信総合研究所・鹿島）を役員会は推薦する。
- ・次期会計監査委員として久慈 清助（国立天文台・水沢）を役員会は推薦する。
- ・次期機関代表幹事として以下（敬称略、機関名50音順）を役員会は推薦する。

宇宙科学研究所	小林 秀行
学生代表	井口 聖
鹿児島大学	面高 俊宏
九州東海大学	藤下 光身
極地研究所	澁谷 和雄
国土地理院	飛田 幹男
国立天文台(水沢)	笹尾 哲夫
国立天文台(野辺山)	御子柴 廣
通信総合研究所	吉野 泰造

- ・全国区代表幹事改選投票では、立候補者、立候補者以外の本会会員の名前を自由に記入し投票して構わない。

○学生会員会費について

- ・学生会員会費年間1,000円に対して、2,000円の会費を支払ってしまった学生会員がいた。これに対し、事務局長が状況を把握して対処することとした。佐藤全国区代表幹事が会員名簿を調査し、該当者をリストアップした。その後、事務局長が個別に折衝し、未徴収年度分に振り当てることとした。学生会員とは学生証を持ち、給与所得の無い本会 会員である。

○会費未納者対策について

- ・事務局長はシンポジウム開催窓口等にて、会費徴収に向け努力する。
- ・長期末納者については事務局長より電話等の手段を用い、協力を求める。

4/7

- ・上記においても状況改善が見られない場合には、次回の役員会で今後の対策を検討する。
- 郵便物の封筒について
  - ・選挙等に使用する事務用品については、事務局長の所属する組織の実状に合わせ、事務局長が判断する。但し、切手代等の郵送費はV L B I懇談会 会計支出とする。
- 年会費振替用口座について
  - ・事務局長が交代した場合等の年会費振替用口座については、事務局長の判断で運用が容易な口座に変更しても構わない。

## ◎役員会確認事項

- 事務局長引継ぎについて
  - ・V L B I懇談会総会(1998/2/20)において承認を受けたことにより、事務局長を高橋幸雄(通信総合研究所・小金井)から、栗原則幸(通信総合研究所・鹿島)に引継いだことが確認された。
- 会計年度・役員任期について
  - ・会計年度は会則第3条(1)通り、1月1日に始まり12月31日に終了するものと確認された。
  - ・役員任期は会則第4条(2)通り、2会計年度とすることが確認された。
- 機関代表幹事交代について。
  - ・会則第4条(3)に基き、機関代表幹事が人事異動等の理由により任期を残して役員を辞する場合、該当機関内で後任者を選び、役員会に推薦する。役員会での承認を得ることで幹事交代を認めることとし、次の総会で役員交代を報告する。  
但し、学生代表に関しては、『個人依存傾向が強いため任期中に身分変更になった場合でも交代しなくともよい。』という総会決議(1998年2月20日)を確認した。  
尚、こうした交代承認が役員会で得られるまでは、前任者が責任を果たすこととする。また、後任者の任期は、前任者の残期間とする。
- V L B I懇談会役員会役員旅費支給について。
  - ・V L B I懇談会役員会役員旅費支給について確認質問が出された。後日、(1998年3月4日)、岩田 全国区代表幹事より、『幹事会は年2回開催されると考え、年間予算の2-3割を旅費枠とし、幹事会1回当たり年間予算の10~15%程度を限度として支出できるようにする。当面、この方針で進めて様子を見る。』という役員会承認(1996年6月4日)があるとの報告が後日あった。
- 次回、V L B I懇談会役員会開催について
  - ・1998年6月4日(木)13:30より国立天文台三鷹を予定。

## ◎各機関の状況報告(発言順)

- 国立天文台笹尾哲夫氏、川口則幸氏より“V E R A”の進行状況について報告された。
- 国土地理院飛田幹男氏より「日本のVLBI観測局」資料(石原操氏作成)が配布された。
- 宇宙開発事業団岩田隆浩氏より“R I S E”の状況について報告された。

-----

以上 V L B I懇談会事務局長 栗原 則幸

5/7

# 1997年度 VLBI 懇談会会計報告

(1997年3月5日-1997年12月31日)

作成日 1998年2月26日  
VLBI 懇談会事務局長 栗原則幸

## (1) 収入

前年度繰越金		311,939円
会費徴収		173,000円
(内訳)		
1994年度 正会員×6人 学生会員×2人		14,000円
1995年度 正会員×11人 学生会員×1人		23,000円
1996年度 正会員×22人 学生会員×2人		46,000円
1997年度 正会員×40人 学生会員×3人		83,000円
1998年度 正会員×2人		4,000円
年度・会員別不明		3,000円
利子		90円
雑収入		10円
合 計		485,039円

## (2) 支出

VLBI シンポジウム経費		6,406円
役員会経費		325円
役員会旅費		50,000円
シンポジウム集録代		378,000円
シンポジウム集録代 銀行振込手数料		630円
シンポジウム集録郵送費		21,220円
合 計		456,581円

## (3) 残額

28,458円は次年度へ繰り越し  
(郵便局総合口座 7,413円 現金45円 郵便局振替口座 21,000円)

## 会計監査報告

監査の結果正常と認めます。

1998年3月3日

御子柴 廣



6/7

# V L B I 懇談会 1 9 9 8 ~ 1 9 9 9 年度役員選挙結果

V L B I 懇談会事務局長  
栗原則幸

V L B I 懇談会の次期役員選挙の開票結果を、下記の通り報告いたします。

開票日：1998年3月17日

有効投票総数：61票

有権者数：157人

## 1. 信任投票

役職	代表する機関	候補者氏名	信任	不信任
会長		森本 雅樹	60	1
事務局長		栗原 則幸	61	0
会計監査委員		久慈 清助	61	0
幹事 (機関代表枠)	国立天文台 / 水沢	笹尾 哲夫	61	0
幹事 (機関代表枠)	国立天文台 / 野辺山	御子柴 廣	59	2
幹事 (機関代表枠)	通信総合研究所	吉野 泰造	58	3
幹事 (機関代表枠)	国土地理院	飛田 幹男	61	0
幹事 (機関代表枠)	宇宙科学研究所	小林 秀行	61	0
幹事 (機関代表枠)	極地研究所	渋谷 和雄	61	0
幹事 (機関代表枠)	鹿児島大学	面高 俊宏	61	0
幹事 (機関代表枠)	九州東海大学	藤下 光身	59	2
幹事 (機関代表枠)	学生代表	井口 聖	59	2

上記の通り、全員信任されました。

## 2. 全国区枠幹事

川口則幸 (国立天文台)	55票
高橋幸雄 (通信総合研究所)	52票
藤沢健太 (宇宙科学研究所)	45票
岩田隆浩 (宇宙開発事業団)	43票

朝木義晴 (国立天文台)	25票
亀谷 収 (国立天文台)	5票
井上 允 (国立天文台)	2票
河野宣之 (国立天文台)	2票
三好 真 (国立天文台)	1票
高羽 浩 (岐阜大学)	1票

上記の通り、川口則幸氏、高橋幸雄氏、藤沢健太氏、岩田隆浩氏の4名が選出されました。

7/7

## V L B I 懇談会 会則

(目的)

第1条

- (1) 本会は、V L B I に関する研究の発展を目指して、国内装置による共同観測・共同利用の組織、国際観測の組織、観測実施のための相互援助V L B I 関連計画の検討・推進、情報交換、研究会開催等を行うことを目的とする。

(会員)

第2条

- (1) 本会は、V L B I 研究に関心を持つ、研究者・技術者が個人の資格で自由に参加する組織である。目的に賛同し、入会を希望する人を会員とする。
- (2) 入会または脱会の際には、本会事務局に申し出るものとする。

(会計年度)

第3条

- (1) 会計年度は1月1日に始まり、12月31日に終了するものとする。

(役員)

第4条

- (1) 総会もしくは、郵便による会員の投票で、会長、事務局長、並びに若干名の幹事を選ぶ。
- (2) 幹事の任期は、2会計年度とし、再任を妨げないものとする。
- (3) 役員に事故、または、正当な理由があり、任期を残して役員を辞する場合は、後任を役員会の承認により補充することが出来ることとする。

(運営)

第5条

- (1) 年1回総会を開き、活動報告、会計報告を行い、次年度の活動方針、予算等を審議する。
- (2) 会長、事務局長、幹事、会計監査により構成される役員会が、活動方針を決め、運営に当たる。

(役員会)

第6条

- (1) 会長は、会を代表し、役員会を召集する。
- (2) 事務局長は会報発行、会計、役員会準備、総会準備等の事務を担当する。
- (3) 役員会は役員の出席を原則とするが、役員が都合により出席できない場合は役員からの委任を受けたものが参加できるものとする。
- (4) 役員会へは、必要に応じ会長の承認の下、オブザーバーとして役員以外のものが参加できるものとする。

(会費)

第7条

- (1) 本会会費は、年間2,000円とする。但し、学生会員は1,000円とする。

(その他)

第8条

- (1) 総会が必要と認めた場合には、本会にワーキンググループを置くことが出来る。
- (2) 本会が必要と認めた国内外の専門家を招聘する場合、本会の予算を招聘費の援助に使用できるものとする。

(会則の改廃)

第9条

- (1) 本会の改正は総会で行う。

以上